

令和8年3月30日

ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業
(エネルギー価格・物価高騰対策分) 補助金 事前着所要領

島根県商工労働部産業振興課

ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業(エネルギー価格・物価高騰対策分)補助金交付要綱
第4条第3項に基づき、事前着手制度について定める。

第1 事前着手申請制度

補助事業の着手(購入契約の締結(発注)等)は、補助金の交付決定後に行うことを原則としており、交付決定前に事業開始された場合は、原則として補助金の交付対象にならないが、この補助事業において、早期の事業着手・事業期間確保の観点より、事業実施に必要となる経費について、補助金の交付決定前であっても、事業に要する経費を補助対象経費とすることを認める制度である。

第2 判断基準

令和8年3月25日以降、島根県知事(以下、「知事」という。)は補助金の交付決定を受けるまでに購入契約の締結(発注)等を行う事業について、次の①②いずれかを満たし、かつ③を満たす場合に事前着手を認めることができる。

- ①事業期間内(令和9年1月31日)の完了(※)が見込まれないこと
- ②取引の確保・継続等の観点から早期の着手が必要であること
- ③交付申請日時点で完了(※)していない事業であること

※「完了」とは購入契約の締結、履行完了、検収、支払が全て終了していることを指す。

第3 申請期間

令和8年3月30日(月)から令和8年9月30日(水)まで。

第4 申請方法

事前着手を申請する者は、事前着手承認申請書(様式第1号)を知事に提出する。

第5 承認結果の通知

知事は事前着手の承認の可否を決定後、事前着手承認通知書(様式第2号)により申請者に結果を通知する。

第6 その他

- (1)事前着手の承認を受けた場合であっても、補助金の交付申請手続きは必要とする。
- (2)交付決定前に事業着手が承認された場合であっても、補助金の交付決定を約束するものではない。

また、事前着手承認後に発注等を行った経費であっても、補助金の交付申請時に島根県にて申請経費の内容等を精査した結果、対象経費としないことができる。